

令和2年度

公共事業評価結果における事業方針書

三 重 県

1	令和2年度公共事業再評価結果	1
	県土整備部の取り組み	
	道路事業の対応方針について	3
	広域河川改修事業の対応方針について	5
	下水道事業の対応方針について	7
	企業庁の取り組み	
	水道施設整備事業の対応方針について	10
2	令和2年度公共事業事後評価結果	12
	農林水産部の取り組み	
	経営体育成基盤整備事業について	14
	県土整備部の取り組み	
	道路事業について	16
	【資料】	
	令和2年度 三重県公共事業評価審査対象事業位置図	17

1 令和2年度公共事業再評価結果

三重県が実施している公共事業の継続の適否について、本年度は、表-1のとおり14事業について評価を行い、三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を受けたところ、14事業すべてにおいて「事業継続を了承する」との答申をいただきました。また、あわせて、10事業について付帯意見をいただきました。

この答申を踏まえ県の対応方針を決定し、「公共事業評価結果における事業方針書」としてとりまとめました。

令和2年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表-1）

（※印：付帯意見あり）

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	道路事業	国道421号 大安ICアクセス	いなべ市	H24	④	継続※	継続
2	道路事業	国道368号 下太郎生	津市	H23	②	継続※	継続
3	道路事業	一般県道一志出家線 中川原橋	津市	H18	③	継続※	継続
4	道路事業	一般県道二本木御衣田線	津市	H23	②	継続※	継続
5	道路事業	国道368号 仁柿峠バイパス	松阪市	H2	③	継続※	継続
6	道路事業	国道167号 磯部バイパス	志摩市	H24	④	継続※	継続
7	広域河川改修事業	二級河川 朝明川	四日市市、川越町	H27	③	継続	継続
8	広域河川改修事業	二級河川 志登茂川	津市	H27	③	継続	継続
9	広域河川改修事業	二級河川 相川	津市	H22	③	継続	継続
10	広域河川改修事業	二級河川 志原川	熊野市、御浜町	H27	③	継続	継続
11	下水道事業	中勢沿岸流域下水道 (雲出川左岸処理区)	津市	S56	③	継続※	継続
12	下水道事業	中勢沿岸流域下水道 (松阪処理区)	津市、松阪市、多気町	H2	③	継続※	継続
13	下水道事業	宮川流域下水道 (宮川処理区)	伊勢市、明和町、玉城町	H10	③	継続※	継続
14	水道施設整備事業	北中勢水道用水供給事業	桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、川越町、朝日町、菟野町、津市、松阪市	H5	③	継続※	継続

- 再評価理由：① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 ② 事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
 ③ 再評価実施後一定期間が経過している事業
 ④ 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業

県土整備部の取り組み
(再評価)

道路事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

道路事業	1番	国道421号	<small>だいあん</small> 大安ICアクセス
	2番	国道368号	<small>しもたろう</small> 下太郎生
	3番	一般県道	<small>いちしで やせん なかがわらはし</small> 一志出家線 中川原橋
	4番	一般県道	<small>にほんぎぎよいでんせん</small> 二本木御衣田線
	5番	国道368号	<small>にがきとうげ</small> 仁柿峠バイパス
	6番	国道167号	<small>いそべ</small> 磯部バイパス

2 委員会意見

令和2年10月2日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、1番、6番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただき、あわせて、「今後、道路事業においては事業変更や事業費増額の経緯や理由を詳細に説明するとともに、各事業の経験を他の事業費算定に活かすように取り組まれない。」との意見をいただきました。

令和2年10月13日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、5番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただき、あわせて、「今後、事業の計画的な執行を図り早期完了に努められたい。」との意見をいただきました。

令和2年11月17日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、2番、3番、4番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただき、あわせて、「地域の要望を踏まえ、事業効果の早期発現のため、早期の事業完成に努められたい。」との意見をいただきました。

3 道路事業の背景

新名神高速道路や東海環状自動車道、近畿自動車道紀勢線の高規格幹線道路や直轄国道の整備が進んでいく中で、その整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成や自然災害時の避難に資する緊急輸送道路等の整備を推進する必要がある、バイパス等の抜本的な整備に加え、地域からのニーズにきめ細やかに応えるため、待避所の設置など柔軟な対応も織り交ぜた整備を進めています。

また、交通円滑化を図る渋滞対策、安全・安心・快適な道路空間の整備、橋梁の老朽化対策など、計画的に整備を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

1番、6番について

- ・今後、事業変更や事業費増額の経緯や理由を詳細に説明するとともに、各事業の経験を他の事業費算定に活かすことが必要です。

5番について

- ・事業の早期完了に向けて、効率的に工事を進める必要があります。

2番、3番、4番について

- ・事業効果の早期発現に向けて、事業の計画的執行を図る必要があります。

5-2 課題の解決方針

1番、6番について

- ・全体事業計画の内容について、主たる施設等の廃止や新設を伴う変更、又は事業費が大幅に増額する場合は、計画時に予見できなかった理由や経緯について、時系列に整理し詳細で丁寧な説明に努めます。
- ・今後の事業費算定にあたっては、当該事業や同種事業の経験を適切に反映し、費用（コスト）の精度を高めていくように努めます。

5番について

- ・工事用道路を有効に活用するなど、工事を効率的に進めることで事業の円滑な進捗が図れるよう努めます。

2番、3番、4番について

- ・地域の課題や道路整備効果を国への的確に伝えるなど、計画的な事業執行が図れるよう予算確保に努めます。

広域河川改修事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

広域河川改修事業	7番	<small>にきゅうかせんあさけがわ</small> 二級河川朝明川
	8番	<small>にきゅうかせんしともがわ</small> 二級河川志登茂川
	9番	<small>にきゅうかせんあいかわ</small> 二級河川相川
	10番	<small>にきゅうかせんしはらかわ</small> 二級河川志原川

2 委員会意見

令和2年10月13日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、7番、8番、9番、10番、については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

3 河川改修事業の背景

三重県は日本でも有数の多雨地域であり、近年では平成23年の紀伊半島大水害や平成29年の台風第21号及び令和元年の北勢豪雨などにより、県内各地で浸水被害が発生しています。また、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風による豪雨、令和2年7月豪雨など全国各地で集中豪雨による甚大な被害が発生している状況です。

しかしながら、三重県が管理する河川のうち、要改修区間に対する河川整備率は令和元年度末時点で約39.6%と低く、浸水被害を軽減するため、県民の安全・安心という観点からも治水対策の推進が望まれています。

このため、河川堤防や護岸の整備、河床の掘り下げなどの河川整備を自然環境に配慮しながら実施していきます。

4 再評価対象事業の対応方針

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、浸水被害軽減を目指して事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

河川改修事業は、河積の拡大などにより、治水安全度を向上させることを目的としています。しかしながら、今回再評価の対象となりました4河川については、ネック点となる橋梁や水門等の河川横断構造物を改築する必要があり、莫大な事業費と時間を要します。このため、早期に治水効果を発揮できるよう整備手順を検討しながら事業に取り組んでいく必要があります。

また、気候変動の影響により水害が頻発化・激甚化する中で、水害リスクの増大に備えるために、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が主体的に水災害対策に取り組む社会を構築することが必要となってきています。

5-2 課題の解決方針

現在、河川改修事業は、概ね30年間で整備する内容を取りまとめた「河川整備計画」に基づき事業を実施しており、基本的には、下流から上流に向けて順次整備を行うこととしていますが、上下流の流下能力のバランスを確認しつつ、ネック点となっている中上流部での暫定的な河道掘削の実施や、越水が発生した場合でも破堤までの時間を引き延ばすことができる堤防強化の実施等、早期に治水効果が発揮できる対策についても併せて実施していきます。

また、頻発化・激甚化する水害への対応として、河川管理者等による治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず氾濫区域も含めて一つの流域として捉え、その流域の関係者全員が協働して実施する「流域治水」の考え方へ転換し、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる「流域治水プロジェクト」を策定し、流域治水の取組を進めていきます。

下水道事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

- 下水道事業 1 1 番 ちゅうせいえんがんりゅういきげすいどうじぎょう 中勢沿岸流域下水道事業 (雲出川左岸処理区)
1 2 番 ちゅうせいえんがんりゅういきげすいどうじぎょう 中勢沿岸流域下水道事業 (松阪処理区)
1 3 番 みやがわりゅういきげすいどうじぎょう 宮川流域下水道事業 (宮川処理区)

2 委員会意見

令和2年10月2日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、11番、12番、13番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、あわせて、「今後、市町と連携を図りながら、社会情勢の変化も踏まえて長期的な視点から事業計画について検討されたい。」との意見をいただきました。

3 下水道事業の背景

下水道は、家庭や工場などから排出される汚水を適切に処理する施設で、伊勢湾などの公共用水域の水質保全や生活環境の改善などの役割を担っています。

流域下水道事業とは、県が幹線管渠及び処理場を整備し、関連する市町が管渠を整備することで、事業効果が発揮されるものです。

11番 中勢沿岸流域下水道事業(雲出川左岸処理区)は、対象区域である津市の汚水を、12番 中勢沿岸流域下水道事業(松阪処理区)は、対象区域である津市、松阪市、多気町の汚水を、13番 宮川流域下水道事業(宮川処理区)は、対象区域である伊勢市、明和町、玉城町の汚水を、一体的に処理する流域下水道事業として整備を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、関連市町が実施する事業の進捗に合わせ、事業効果が引き続き発揮されるよう、事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

今後の整備にあたり、引き続き、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえて、長期的な視点から事業計画を見直しながら、効果的に事業を進める必要があります。

5-2 課題の解決方針

今後想定される、人口減少などの社会情勢の変化に対応するため、市町と十分に連携を図りながら、長期的な視点から事業計画を定期的に見直し、効果的な事業推進に取り組んでまいります。

企業庁の取り組み

(再評価)

水道施設整備事業（北中勢水道用水供給事業）の対応方針について

[企業庁]

1 再評価審査対象事業

水道施設整備事業 14番 ほくちゅうせいすいどうようすいきょうきゅうじぎょう 北中勢水道用水供給事業

2 委員会意見

令和2年8月21日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、14番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、あわせて「今後の水道用水供給事業の方向性について、県と市町との役割分担も含めて総合的に検討されたい。」との意見をいただきました。

3 水道施設整備事業（北中勢水道用水供給事業）の背景

水道用水供給事業は、市町から水道の広域的な整備の要請を受け、三重県が圏域ごとに策定した広域的水道整備計画において根幹的施設として位置づけられたもので、ライフラインの確保、危機管理面などの公的関与の必要性から、県営で事業を運営しています。

北中勢水道用水供給事業は、北部広域圏広域的水道整備計画に基づき、長良川河口堰に水源を求め、北勢地域の4市4町と中勢地域の2市を対象に施設整備を行っています。

計画区域における水需要は減少傾向にあるものの、市町が抱える自己水源の能力低下や渇水、災害リスクへの備え等に対応するため、今後も水道用水供給事業の果たす役割は重要です。

4 再評価対象事業の対応方針

審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、浄水場の整備や取水・導水施設の整備に向けて、計画的に事業進捗を図ることとし、事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

人口減少に伴う水需要の減少により、県下の水道事業では厳しい経営環境が見込まれる中、効率的で健全な事業運営による「安全・安定」供給を実現していくことが求められており、今後の水道用水供給事業の方向性については、本県における水道事業の基盤強化に向けて、総合的に検討していく必要があります。

また、本事業における取水・導水施設の整備にあたっては、綿密な事前調整が必要であり、受水市町や地元関係機関との連携を密にしていく必要があります。

5-2 課題の解決方針

今後の水道用水供給事業の方向性については、水道法の改正により、県（地域連携部及び環境生活部）が設置した「水道事業基盤強化協議会」に参画し、本県における水道事業の基盤強化の推進を図るため、関係市町とともに広域連携に取り組んでまいります。

また、本事業における今後の施設整備については、引き続き、受水市町や地元関係機関との連携を図り、計画的かつ効率的な事業執行に努めていきます。

2 令和2年度公共事業事後評価結果

三重県が実施した公共事業の効果について、本年度は、表-2のとおり2事業について評価を行い、三重県公共事業評価審査委員会の調査審議を受けたところ、2事業すべてにおいて「評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

この答申を踏まえ県の対応方針を決定し、「公共事業評価結果における事業方針書」としてとりまとめました。

令和2年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表-2）

（付帯意見なし）

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	経営体育成基盤整備事業	有田	伊勢市、玉城町、明和町	H17	H26	了承	各部の取組のとおり
502	道路事業	国道260号 木谷拡幅	南伊勢町	H16	H27	了承	

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

農林水産部の取り組み
(事後評価)

経営体育成基盤整備事業について

[農林水産部]

1 事後評価審査対象事業

経営体育成基盤整備事業 501番 有田^{うだ}

2 委員会意見

令和2年11月17日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、501番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

3 農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）の背景

経営体育成基盤整備事業は、老朽化が著しい農業用水路のパイプライン化と農道の拡幅を行い、水管理労力の軽減並びに営農経費の節減を図ることを目的としています。

本地区の農業用水路は築造から45年以上が経過し、老朽化による漏水の発生など維持管理に多大な時間と費用を要していたことから、国営宮川用水第二期事業と合わせ、既設開水路のパイプライン化及び農道の拡幅を行い、農業用水の安定確保と維持管理の省力化を図りました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

近年、農業就業人口は減少傾向にあるとともに、65歳以上の占める割合が増加しています。今後、離農者の増加、農家の高齢化の更なる進行や後継者不足が懸念されることから、農業者における労働の効率化を図るなど、農業生産性を向上させる取組が必要です。

また、農家数が減少し、土地持ち非農家が増加するなど、農業者だけで農地や農道、用排水路の維持管理が困難な状況となっていることから、持続可能な地域農業を構築することが必要です。

4-2 課題の解決方針

老朽化した開水路のパイプライン化を推進し、農業者の大きな負担となっている水管理や維持管理労力の軽減を図ることで、農業経営の規模拡大や生産性の向上を図ります。

また、地域の農業の将来の姿を共有し、取組を議論する場を設け、地域の意向に基づいた整備を進めるとともに、農業用施設等の維持管理を農家のみならず、非農家を含めた地域の共同活動とするため、農地や農業用施設、農村環境の保全向上を図る「多面的機能支払制度」の積極的な活用など、地域農業の維持・発展に取り組んでまいります。

県土整備部の取り組み
(事後評価)

道路事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

道路事業 502番 国道260号 木谷^{きだにかくふく}拡幅

2 委員会意見

令和2年11月17日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、502番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

3 道路事業の背景

道路は、地域の生活や経済活動、地域間の交流を支えるとともに、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤です。

国道260号木谷^{きだにかくふく}拡幅では、安全で円滑な交通の確保や第3次緊急輸送道路としての機能強化を目的に整備を進め、平成27年度に完了しています。

4 事業への対応方針

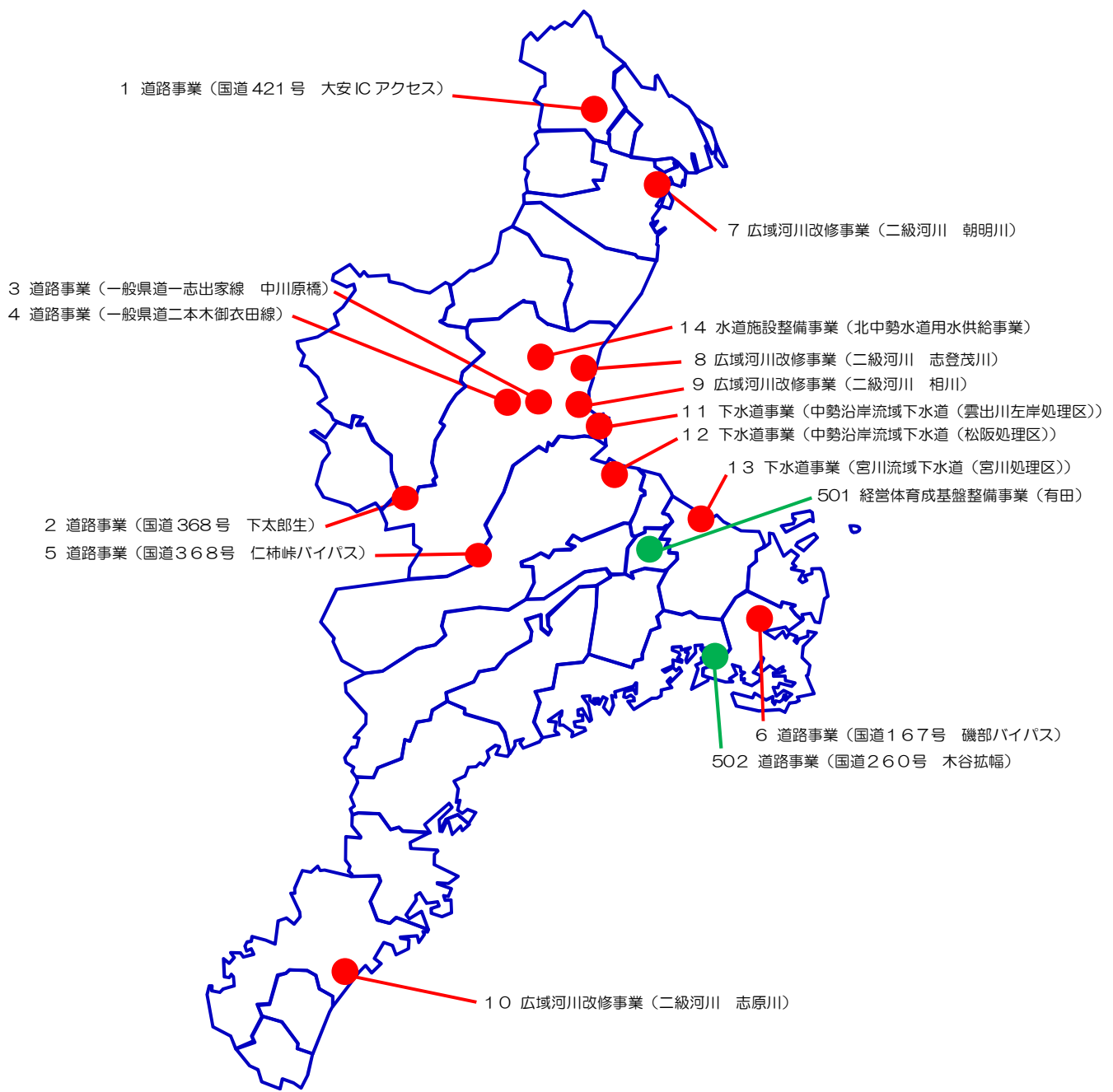
4-1 事業の課題

アンケート調査結果により、多くの回答者から対向車とのすれ違いの際の危険がなくなったことや快適な走行が可能となったことにより好評をいただいた一方で、草木の伐採などの要望に関する意見をいただきました。

4-2 課題の解決方針

定期的な道路巡視等により、引き続き適切な維持管理に努めます。

令和2年度 三重県公共事業評価審査対象事業位置図



凡例

●	再評価実施箇所
●	事後評価実施箇所